

	開示項目	内容とポイント
1	本部事業者の氏名および住所、従業員の数(法人の場合は、その名称・住所・従業員の数・役員の役職名および氏名)	★本部事業者の規模や事業の内容を把握すること
2	本部事業者の資本の額、または出資の総額および主要株主の氏名または名称、他に事業を行っているときは、その種類	
3	子会社の名称および事業の種類	
4	本部事業者の直近三事業年度の貸借対照表と損益計算書	★本部事業者の財務状況を把握すること
5	特定期間化事業(FCビジネス)の開始の時期	—
6	直近の三事業年度における加盟店の店舗の数の推移	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度末の加盟店の店舗の数 ・各事業年度内の加盟店の新規出店数 ・各事業年度内の契約解除された店舗数 ・各事業年度内に契約更新された店舗数および更新されなかった店舗数 <p>★FC事業の将来などを判断するための材料となる</p>
7	直近の五事業年度において、フランチャイズ契約に関する訴訟の件数	<ul style="list-style-type: none"> ・本部が加盟店または元加盟店を訴えた件数 ・加盟店または元加盟店が本部を訴えた件数 <p>★本部と加盟店と信頼関係を判断するための材料となる</p>
8	営業時間・営業日および休業日	★自分のライフスタイルと合っているか、休みはどれるのか、従業員を雇用する場合の採算性などの材料となる
9	本部事業者が加盟店の店舗の周辺の地域に同一または類似の店舗を営業または他人に営業させる旨の有無およびその内容	★テリトリー権が認められているのか、認められない場合の近隣の出店計画はどうなっているのかを確認する
10	契約期間中・契約終了後、他の特定連鎖化事業への加盟禁止、類似事業への就業制限その他加盟店者が営業禁止または制限される規定の有無およびその内容	★契約終了後も、競合禁止や秘密保持義務などの側面からどのような制限がかかるのか理解しておくこと
11	契約期間中・契約終了後、当該特定連鎖化事業について知り得た情報の開示を禁止または制限する規定の有無およびその内容	
12	加盟店から定期的に徴収する金銭に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・金額または算定に用いる売上、費用などの根拠を明らかにした算定方法 ・商号使用料、経営指導料その他の徴収する金銭の性質 ・徴収時期 ・徴収方法 <p>★ロイヤルティについては、計算方法・根拠を理解しておくこと</p>
13	加盟店から定期的に売上金の全部や一部を送金する場合は、その時期と方法	★本部との相殺勘定・会計処理の仕組みが複雑な場合は、十分に確認すること
14	加盟店に対する金銭の貸付けや貸付の斡旋を行う場合の利率や算定方法、およびその他の条件	
15	加盟店との一定期間の取引により生じる債権債務の相殺によって発生する残額の全部や一部に対して利率を附する場合の利率や算定方法その他の条件	
16	加盟店に対する特別義務	店舗構造や内外装について加盟店に特別の義務を課すときは、その内容
17	契約に違反した場合に生じる金銭の支払い、その他義務の内容	★どのような契約義務違反の場合に、どのようなペナルティが課されるのか十分に確認すること
18	加盟店に際して徴収する金銭に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭または算定方法 ・加盟金、保証金、備品代その他の徴収する金銭の性質 ・徴収時期 ・徴収方法 ・当該金銭の返還の有無およびその条件 <p>★開店できない場合、加盟金などの金銭が返還されるかを確認すること</p>
19	加盟店に対する商品の販売条件に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟店に販売、または販売をあっせんする商品の種類 ・商品の代金の決済方法
20	経営の指導に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟店に際しての研修または講習会の開催の有無 ・加盟店に際して研修または講習会が行われるときは、その内容 ・加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数 <p>★十分な経営指導が受けられるか、販売条件・受講料などについて確認すること</p>
21	使用される商標・商号その他の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する商標・商号その他の表示 ・当該表示の使用について条件があるときはその内容
22	契約の期間並びに契約の更新および解除に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間 ・更新の条件および手続き ・解除の要件および手続き ・契約解除の損害賠償金の額または算定方法その他義務の内容 <p>★どのような解約に、いくらの解約違約金がかかるのかを確認すること</p>
(注意) 加盟希望者に対するFC本部の売上高予測と収益予測の提案・説明について		提案・説明の義務はないが、提案・説明する場合には、合理的・客観的な根拠ある手法と数値に基づいて行うこととされている